

令和3年5月20日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和3年5月20日(木)
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時44分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	浅 松 三 平
委 員	白 石 祐 一
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	青 木 剛
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	宮 本 知 幸
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	加 藤 康 弘
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	堀 啓 一
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

2 議題について

(1) 議決事項

議案第21号 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員の委嘱について

(2) 報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 学校運営連絡協議会委員の委嘱について(資料2)

第3 PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について(資料3)

第4 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について(資料4)

3 会議の概要について

- **教育長** それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、坂根委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第21号については、人事案件であることから、秘密会として審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- **教育長** それでは、議案第21号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-3】

「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

- **指導室長** （「新学習指導要領への対応」について説明。）
- **教育長** ただいまの説明について、何かご質問はございますか。
- **坂根委員** 「すみだGIGAスクール授業研究員」の研究内容について教えてください。
- **指導室長** タブレット端末を授業の中で効果的に使う授業展開について研究します。研究授業を6月から始め、年度末に、その成果を公開授業として区内の教員に公開する予定です。また、ニュースレターのような形で、タブレット端末を活用した授業の事例を随時発信するなど、タブレット端末の効果的な活用を推進していきたいと考えています。
- **坂根委員** 研究員となった教員は、それぞれが各学校で研究するのですか。
- **指導室長** 月1回の月例会を開催し、指導主事が継続的に指導・助言していきます。
- **教育長** 中学生海外派遣事業についてですが、場所を国内に変更したことについて、保護者や生徒に対してはいつごろ説明をしたのですか。
- **指導室長** 5月の中旬に周知しました。
- **教育長** 何か意見はありましたか。
- **指導室長** 現在まで、特段意見はありません。
- **指導室長** （「オリンピック・パラリンピック教育の推進」について説明。）
- **教育長** ただいまの説明について、何かご質問はございますか。
- **阿部委員** 「アワード校」と「「夢・未来」プロジェクト校」、とはどのような活動をするのですか。
- **指導室長** 「アワード校」は、前年度の活動等が評価され、今年度も引き続き、一生懸命取り組んでください、と認証されているものです。「「夢・未来」プロジェクト校」は、予算はありませんが、オリンピック・パラリンピックに関係する選手が来校する機会がつけられ、選手の話の聞いたり、体験活動を行うものです。
- **教育長** アワード校の予算はどのくらいですか。
- **指導室長** 1校あたり、20万円です。
- **阿部委員** 学校連携観戦は、どんなスポーツを見に行くのかは決まっているのですか。
- **指導室長** 幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの学校が、どこの会場の、何の競技を見に行くかは、昨年度中に決まっています。
- **阿部委員** 新型コロナウイルス感染症対策のため、無観客となった場合も、子どもたちは観戦することが可能なのでしょうか。
- **指導室長** 現時点ですが、東京都は観戦ができると判断しています。観戦できることを前提

として実地踏査を行うということでした。

- **阿部委員** 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、見られない可能性もあるのですね。
- **指導室長** はい。
- **白石委員** 競技によって観戦ができなくなってしまうということが事前に分かった場合は、ほかの競技に変更したりするのですか。
- **指導室長** そのことについては、まだ東京都からは示されていません。
- **すみだ研究所長**（「学力向上新3か年計画（2次）の推進」について説明。）
- **教育長** ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。
- **坂根委員** 学力調査は、今年から小学校も英語が対象になるのですよね。
- **すみだ教育研究所長** はい。
- **坂根委員** そうすると科目が多くなり、午前中では終わりませんね。
- **すみだ教育研究所長** 午後も調査があります。
- **坂根委員** 小学生にとって、1日中、調査を行うといのは、集中力の持続等、難しい部分もあると思います。日程や、時間配分、実施時期について、もう一度検討しても良いのではないかと思います。
- **すみだ教育研究所長** 実施後に各学校に聞き取り調査を行いたいと思います。
- **教育長** この日程に決めた理由は何かありますか。
- **指導室統括指導主事** 国の学力調査が5月27日に行われます。前年度の学習を振り返る期間を十分確保することや、学力調査が連続してしまうと、子どもたちの疲労感が大きくなってしまうので、ある程度日程を空けるという理由で、6月8日にしました。
- **教育長** 今年度から小学校6年生の英語の調査が始まることに伴い、リスニングテスト対策として取り組んでいる内容について説明してください。
- **指導室統括指導主事** 紙媒体の英語教材を基に動画を作成し、その動画をY o u T u b e（非公開）にアップロードしました。アクセスが簡単にできるよう、動画のURLをQRコードにして、一覧表を作成し、各校に配布しました。
- **教育長** 今回、初めてリスニングテストを受ける児童がほとんどだと思うので、慎重に対策を行っています。学校には、対策の重要性を説明するとともに、補助教材を渡して活用してもらっています。

報告事項第2・・・資料番号【資料2-1～2-14】

「学校運営連絡協議会委員の委嘱について」、指導室長が資料のとおり説明する。

- **教育長** ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。
- **坂根委員** 複数の学校で委員をしている方がいるようです。地域活動に尽力していただき、ありがたいのですが、負担が大きいのではないかと思います。
- **指導室長** 地域の事情等により、複数の学校で委員となっている方がいます。了解の上で委員をお願いしていると考えています。
- **阿部委員** 学校によって、人数や構成員に特色があるのですが、何か決まりはあるのですか。
- **指導室長** 墨田区立学校運営連絡協議会設置要綱に基づき、構成員は、保護者、地域住民、校長、教職員、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者と定めています。なお、人

数について規定はありません。

- **阿部委員** インターネットで公開されている設置要綱を読むと、第2条に「協議会の外部構成員等については、教育長が委嘱する。ただし、当分の間、校長が委嘱することとする。」とありますが、校長が委嘱しているのですか。
- **指導室長** インターネット上の「墨田区立学校運営連絡協議会設置要綱」は改正前の内容になっています。現行の第2条は、「協議会の構成員等は、次の号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。」となっています。今後、内容を更新します。
- **白石委員** 改正した時期はいつですか。
- **指導室長** 平成30年です。
- **教育長** 墨田区では都型コミュニティ・スクールの要件に沿った内容で運営しています。国のコミュニティ・スクールは要件が多く、例えば、教職員の任用に関して意見を述べることで学校運営協議会の役割に含まれています。
- **阿部委員** 教職員の任用について意見を述べることは権限が大きいので、この場合は本協議会の委員の選任の手続を厳格に行う必要があると思いました。
- **教育長** 国のコミュニティ・スクールのように、本協議会が人事に関わる場合は、委員の選任に詳細な基準が必要になってきますが、国からは示されていません。
- **浅松委員** 都型コミュニティ・スクールの方が柔軟に運営できる印象です。国の方は運営方法が細かく決まっていたり、様々な書類を作成して国に提出しなければならず、現場の負担が大きくなります。そもそものコミュニティ・スクール制度の目的は、学校をしっかりと地域に開いていくことだと思うので、その目的をしっかりと果たせる運営をしていくべきだと思います。

報告事項第3・・・資料番号【資料3-1】

「PTA退任役員に関する感謝状の贈呈について」、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

- **教育長** ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。
(質疑なし)

報告事項第4・・・資料番号【資料4-1】

「新型コロナウイルス感染症調査における教育施設等の対応について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

- **教育長** ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。
(質疑なし)
- **教育長** この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですので、教育委員会の承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **教育長** それでは、報告のとおり承認することにします。

- **教育長** それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第21号については秘密会として審議します。その前に委員の皆さん、または事務局から何かございますか。

(質疑なし)

- **教育長** それでは、ここから秘密会に入ることといたしますので、傍聴人の方は、係員の指示に従ってご退出ください。

(傍聴人退室)

<秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり>

- **教育長** 以上で本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。